# 後 変

度額適 水 現在 から新しくなります。 用·標準負担額減額認定証 お持ちの後期高齢者医療被保険者証や限 町から新しい被保 は、 8 月 1 日

険者証 保険料を徴収します。 また、7月から平成24年度の後期高齢者医 や認定証 を簡易書留で郵送します。

# 一被保険者証を交換します

被保険者証(水色)の有効期限 は、7月31日(火)となってい 現在お持ちの後期高齢者医療

町住民生活課までお返しくださ す (受領印が必要です)。 は確実に処分していただくか、 現在お持ちの被保険者証(水色) なお、8月1日(水)以降、

### 限度額適用 減額認定証を交換します 標準負担 額

定証 被保険者証と一緒に、新しい認 以降も引き続き該当する人には、 定証をお持ちで、8月1日(水) 日(火)で期限が切れます。認 額減額認定証(水色)は7月31 現在の限度額適用・標準負担 (黄色)を郵送します。

新しい後期高齢者医療被保険者証の有

効期限は平成25年7月31日です

今月中に簡易書留にて郵送しま 8月1日(水)から使用でき 税の場合に交付されます。 属する世帯の全員が住民税非課 なお、 認定証は、被保険者の

る新しい被保険者証(黄色)を、

でお問い合わせください。 ちでない人は、町住民生活課ま 該当する人で、認定証をお持

# ■平成24年度の保険料額が 決定します

を送付します。 高齢者医療保険料額決定通知書 今月中旬に、平成24年度後期

しては、 55万円が上限額です。 ント)を合計した金額で、 除後の所得の額の9・26パーセ 900円)と所得割額(基礎控 なお、 保険料額は、均等割額(47, 平成23年度に引き続き 所得の低い人につきま 年額

> 共済組合など)加入者に扶養さ 保険(協会けんぽ・健保組合・ 分の間は均等割額が9割軽減さ れていた人につきましては、当 資格を得た日の前日に、被用者 保険料が軽減されます。 れ、所得割額は掛かりません。 また、後期高齢者医療保険の

## 7月から保険料の徴収 始まります が

しても、手続きにより口座振替 金からの差し引きや納付書での 支払い、口座振替により納めて による支払いに切り替えること 支払いをされている人につきま いただくことになりますが、年 金からの差し引き、納付書での 後期高齢者医療保険料は、 年

ができます

替に変更できない場合がありま ない人につきましては、口座振 ただし、 確実な納付が見込め

# 後期高齢者医療保険料 納付書が変わりました

ます。 間違えなどのないようお願い の様式を変更しましたので、 後期高齢者医療保険料納付 お

### お問い合わせ先 町住民生活課

(内線107) 096 - 234

⊠klg204@town. kosa. lg. jp